審議結果

令和6年3月 定例会

国民健康保険特別会計

食肉事業センター特別会計

住宅新築資金等貸付特別会計

簡易水道特別会計

上水道事業会計

下水道事業会計

介護保険事業特別会計

介護サービス事業特別会計

食肉事業センター特別会計

国民健康保険特別会計(第3号)

介護保険事業特別会計(第3号)

養老町監査委員条例の一部改正

養老町手数料条例の一部改正

養老町介護保険条例の一部改正

関する条例の一部改正

神奈川県逗子市桜山

養老町営住宅管理条例の一部改正

養老町上水道事業給水条例の一部改正

専決処分の報告(損害賠償の額の決定)

専決処分の報告(損害賠償の額の決定)

養老町テレワーク施設の指定管理者の指定

養老町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

専決処分の報告(養老町営住宅の管理に関する訴えの提起)

専決処分の承認(令和5年度養老町一般会計補正予算(第6号))

(株) GLOCAL

人権擁護委員 髙木和子(再任)桑原利恵(再任) 山田周一(新任)

後期高齢者医療特別会計(第1号)

省令の公布に伴う関係条例の整備に関する条例制定

養老町職員の給与に関する条例の一部改正

一般会計(第7号)

後期高齢者医療特別会計

一般会計

審議した議衆と その結果

令和6年度繰入れ

令和5年度補正予算

条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する

養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

養老町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に

その他

意

令和6年7月1日から令和9年6月30日

令和6年4月1日~令和7年3月31日

(敬称略)

養老町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

一般会計から 7.786万5千円繰入れる

て、学校のあり方につい調査等を実施するなどし 作成できるようなスケジ ての基本方針や骨子案を ンポジウムやアンケ 結 果 令和6年度予算 全員賛成で可決 全員賛成で可決 全員賛成で可決 全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決 全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で承認

全員賛成で可決

報告のみ

報告のみ

報告のみ

同意

えているか。はどれくらいの期間を考 答 えているか の一部改正 用弁償に関する条例 職職員の報酬及び費 ついて教育委員会 討委員会での検討 学校のあり方に 学校のあり方検 検討を重ね、 構成メンバーは。 対委員会の人数と 長代表、 程度と考えている。 答 募2名程度など、 育園保護者代表、 ども園代表、 こども園保護者代表、

名

議会代表、

 \boxtimes

は町内で該当あるか

上がる理由は

答

力の防止及び被害配偶者からの暴

施設の耐震対応強化がよ

者の経営環境の改善や

ることにより、

水道事業

り図られるようになると

正される消防施設

今回手数料が改

して、第2段階の料金がが、第1段階と第3段階

は。

今回の改正内容

ら13段階の区分となる

定により9段階か今回の保険料改

●養老町営住宅管理条

答

専門的な能力知見を有す

災害対応に関する

社会資本整備や

る国土交通省に移管され

学識経験者2

校長会代表、

保護者代表、

保

答

計 15 名 一般公

問

今回、

県から新

るが、

踏まえ、 配置などについて審議し 移など学校教育の現状を 考えている。児童数の推で決定されていくものと ていただくとともに、シ で答申されるまでの間設 方向性が決定されたうえ から諮問し、 は審議を進めて 適正規模や適正 検討期間につい い く 中

答 込み金額は。 当に該当する職員数と見加算される地域手 との人事交流とし 令和6年度に国 条例改正により

もの。 を予定しており、それにて町職員を派遣すること に関する法律に基づき 地域手当を創設する 国の一般職の給与

> いては、 第する。 。 令和5年度につ の20分の20を加

> > の一部改正 後老町介護保険条例

産業建設委員会

0

付託議案

総務民生委員会

0

付

託議案

●養老町手数料条例の 部 改正

はない。町内に該当施設

答

国の基準に基づき 発例上は第2段

は。譲を受ける鳥獣の種類 適正化に関する法律の規 管理並びに狩猟の鳥獣の保護及び なる割合は。 料は減となる ら第3段階まで全て保険 問

答

関する条例の登表出職員の

分給与に

どの事務について権限移

たに飼養の登録な

め、軽減後は第1段階かでは軽減措置を行うた第1段階から第3段階ま

命令」

と「退去等命令」

令」の内容が「接近禁止

の改正により、

「保護命

者の保護等に関する法律

正関す

0 42 % 答 % 見込みとして、

象狩猟鳥獣以外の鳥獣で捕獲した鳥獣のうち、対

定による許可を受けて、

が117名で1 試算して 第11段階が41名で 第10段階が8名で 第12段階が32 第13段階 19 % と ては、 により、各自治体におい通大臣へ移管されること なメリットがあるのか。

いる。されないと県から伺ってあり、本町ではほぼ想定あり、本町ではほぼ想定

階から第13段階と

たもの。

厚生労働大臣から国土交行政の一部事務が 水条例の一部改正養老町上水道事業給 水道整備・管理

> はない 答 管理料及び赤字

考えられ . る。

設の指定管理者の指養老町テレワーク施

問 指定管理者と管理

格を規定するうえで必要

となるため条項を追加し

本条例においても入居資 に区分されたことから、

あったのか。また、赤字料に関する相談は

のか。補填に関する協議はある

補填に関する相談

要望 テ ワ ク 施

からも利用拡充に資する危設にすれば立地条件 検討願いたい ものと考えられるので、

具体的にどのよう

- 2024.5.1 ようろう議会だより No.164